

水産物流通適正化法が成立

関係業者に 不法漁獲物の商流根絶 情報伝達義務

扱業者（加工、流通、養殖なども含む）の届け出制を採用。漁業者や取扱業者には、漁業者からの出荷日や漁業者の届け出番号を組み合わせた「漁獲番号」、扱った重量、数量、取引・廃棄・亡失をした日付、売買相手の氏名などの情報について記録に残る形での伝達・保存義務を課す。

対象種（イカやサンマが有力のラウンドやその魚種を主原料とする加工品の提示を求める。証明事項漁獲水域、魚種、重量、水揚げ日などが想定される。

不法な漁獲物の流通を防ぐ「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」が4日、参議院本会議で全会一致で可決され成立した。国産品、輸入品それぞれについて、不法漁獲されやすい魚種を政府が指定し、取扱業者に対し生産の合法性を証明する情報の伝達・記録を求める。施行日は法律公布から2年以内。（4面に関係記事）

対象はアワビ ナマコが有力

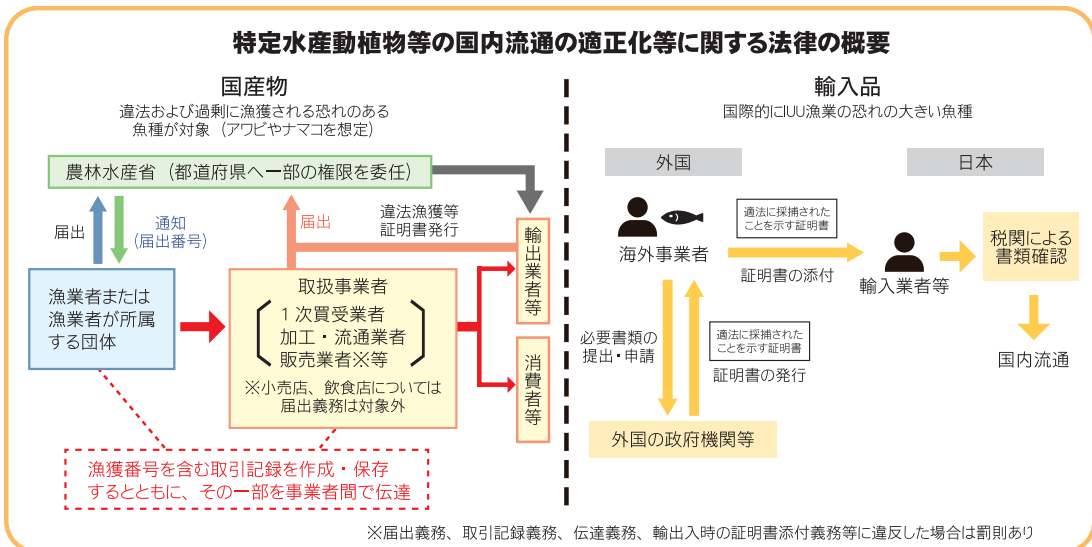
〈国産品〉 国内の密漁 対象については、立件し ようにも漁具や漁獲物が そろった状態で現行犯を 捕まえるのが難しい。同 法では密漁品の換金ルー トを封じる。国産品の対 象種（アワビやナマコが 有力候補）に漁業者と取

扱業者（加工、流通、養殖なども含む）の届け出制を採用。漁業者や取扱業者には、漁業者からの出荷日や漁業者の届け出番号を組み合わせた「漁獲番号」、扱った重量、数量、取引・廃棄・亡失をした日付、売買相手の氏名などの情報について記録に残る形での伝達・保存義務を課す。

国産品の正規漁業者の届け出番号を流用した漁獲番号の偽装については「当該日の取引記録を用いて違和感のある番号をさかのぼり、立ち入り検査も行う」（水産庁）ことで防ぐ。養殖業者や輸入業者を特定する情報をどこまで詳細に伝達させるかなどは今後検討する。

輸入品は候補にイカ、サンマ

〈輸入品〉 違法・無報告・無規制（IUU）漁獲物の商流を絶つため、米国や欧州連合（EU）政府などと協調した輸入規制を敷く。輸入品の対



〈今後の議題〉
 規制対象魚種は今後、外部識者の意見を聞きながら選定。法案の審議中、水産業界では、資源管理の違反を防ぐために魚種を拡大してほしいという声と、取扱業者の負担になるので魚種を絞ってほしいという声が入り交錯している。負担軽減のためのIT活用を求める声もある。証明添付のな対象魚種の輸入には1年以下の懲役または100万円以下の罰金、その他、虚偽の届け出などにも罰金を科すが、「合理的に必要と判断される範囲内」で経過措置をうける。